

# 空家 通信

## 特報

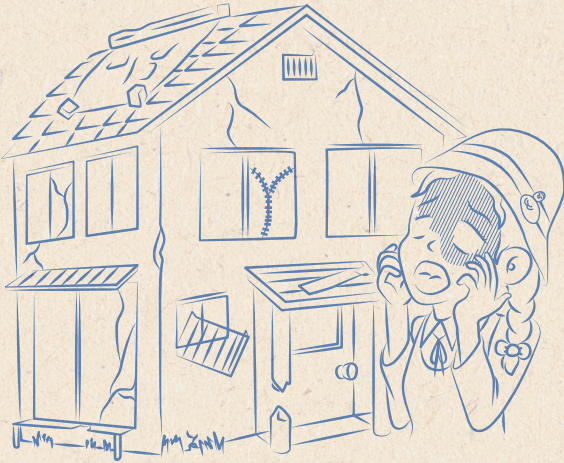
### 放置していると過料！？

### 4月より相続登記義務化

相続登記がされないために、所有者不明の土地・空き家が全国的に増加し社会問題となっていることから、令和6年4月から不動産の相続登記が義務化されます。

不動産の所有権を取得した相続人は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ当該不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記を申請する義務を負う（不動産登記法第76条の2第1項）。令和6年4月以前に相続した不動産についても義務化の対象となるため、注意が必要です。相続した不動産を登記せずに所有していると10万円以下の過料が科される可能性があるため、不動産を相続後は早めに登記申請を！

（地域おこし協力隊 一級建築士 濱野みのり）



### 10万円の過料！？

### 空き家説明会・相談会開催

下諏訪町の空き家に関する現状や制度について地域の皆様に知っていただきたく、下記のとおり説明会・相談会を開催します。空き家でお困りの方は、ご都合の良い日程でぜひご参加ください。

開催場所		開催日時
1区	明新館	4月10日(水) 19:00~
5区	高木公民館	4月12日(金) 19:00~
3区	町役場4階講堂	4月16日(火) 19:00~
7区	東山田公民館	4月18日(木) 19:00~
10区	富部地区公民館	4月23日(火) 19:00~

開催場所		開催日時
4区	第4区公会所	5月8日(水) 19:00~
8区	社東町公会所	5月10日(金) 19:00~
9区	第9区公会所	5月14日(火) 19:00~
6区	萩倉公会所	5月16日(木) 19:00~
2区	平和館	5月22日(水) 19:00~

### 下諏訪町空き家相談窓口

ミーミーセンタースメバ

🏠 下諏訪町 3205-10 10:00~17:00 (火曜~土曜)  
☎ 0266-78-9110  
✉ akiya@town.shimosuwa.lg.jp